

○浜田市いじめ防止対策推進委員会規則

平成26年12月19日
教育委員会規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市いじめ防止対策推進条例（平成26年浜田市条例第38号）第14条第5項の規定に基づき、浜田市いじめ防止対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長等)

第2条 推進委員会に委員長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 推進委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる推進委員会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集するものとする。